

深川市フレックス工期制度試行要領

令和4年1月21日 市長決裁

令和5年4月17日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、深川市（以下「市」という。）が発注する工事（深川市建設工事執行規則（昭和47年深川市規則第12号）第2条に規定する建設工事をいう。）において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定できる方式（以下「フレックス工期制」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 余裕期間 契約締結（予定）日から、工事開始日の前日までの期間をいう。
- (2) 通常工期 通常の積算により算出した工期（標準工期）をいう。
- (3) 全体工期 通常工期と余裕期間を合わせた工期をいう。
- (4) 実工期 全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期をいう。
- (5) 工事開始日 受注者が設定した工期の始期のことをいう。

(対象工事)

第3条 市が発注する工事のうち、次の事項を踏まえ、フレックス工期制の工事として選定した工事を対象とするものとする。

- (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。

(余裕期間の設定)

第4条 余裕期間は、工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲とする。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。

(入札公告等の記載)

第6条 フレックス工期制により実施する入札の公告、入札説明書等への記載事項は、次に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) フレックス工期制の工事であること。
- (2) 受注者は、契約締結までに設定する実工期を申し出ること。
- (3) 余裕期間内は、主任技術者等の配置を要しないこと。
- (4) 余裕期間内は、現場への資材の搬入及び仮設物の設置等の準備行為を含め、工事着手を行うことはできないこと。
- (5) 契約締結日から工事着手日の前日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者が行うこと。
- (6) 受注者が選択した期間により増加する経費は、受注者の負担とすること。

(実工期の申出)

第7条 発注者は、落札決定後、契約までの間に、工期申出書（別記様式1号）により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。

(経費の負担)

第8条 フレックス工期制に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(前払金の取扱い)

第9条 受注者は、契約書で定めた工期において、前払金を請求できるものとする。

ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

(工事開始日前の取扱い)

第10条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 契約日から工事開始日の前日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(2) 受注者は、契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。ただし、工事着手以外の工事のための準備行為は、この限りでない。

(技術者の配置)

第11条 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しないものとする。

(工期の変更)

第12条 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事行程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、実工期の変更を請求することができるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日以降に公告又は見積依頼を行う工事から適用する。